

なお、滞納者から使用又は収益の許可を求める旨の積極的な申立てがなくても、黙示の申立てがあったとみられる場合があることに留意する。

(イ) 使用又は収益の許可は、通常の用法により、従来の使用又は収益を継続する程度の範囲とする（基本通達61③）。

(ウ) 使用又は収益を許可したときは、その旨を滞納者に通知する（基本通達61④）。

この通知は、原則として文書で行うものとするが、申立てが口頭であるときは口頭で許可して差し支えない。

この場合、差押調書の余白にその旨を記入する。

許可の通知には、滞納処分上必要がある場合は、許可を取り消すことがある旨を明記する。

イ 使用収益権を有する滞納者の親族その他の特殊関係者である第三者に使用又は収益を許可する場合

使用収益権を有する滞納者の親族、その他の特殊関係者に使用又は収益を許可する場合は、ア（イ）に準ずる。

この場合、使用又は収益の申立てはできるだけ文書により行わせるとともに、使用又は収益の許可の通知は書面でその第三者及び滞納者に対して行う。

ウ 使用収益権を有する滞納者の親族その他の特殊関係者以外の第三者に使用又は収益を許可する場合

使用収益権を有する滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者に使用又は収益を許可する場合は、使用又は収益の請求を文書により行わせるとともに、使用又は収益の許可の通知は、書面でその第三者及び滞納者に対して行う（国税徴収法施行令25、基本通達61⑥）。

6 差し押えた有価証券の保管等

(1) 有価証券の寄託、保管

差し押えた有価証券は証券による収納を行うこと（手引 I P125～130参照）。

(2) 有価証券の取立

ア 取立てができる場合

徴収職員は、差し押えた有価証券のうち、金銭の給付を目的とする有価証券については、債権の履行期日が既に到来しているもの又は債権の履行期日が近い将来到来するものであって、公売等をするよりも、取立てをする方が徴収

上有利であると認められるものに限って、当該有価証券に係る金銭債券を取り立てることができる（国税徴収法89②、基本通達57③）。

（注） 物品の給付を目的とする倉庫証券、貨物引換証等については、取立てをしないでその有価証券を換価する（基本通達57①）。

イ 取立ての手續

有価証券の取立てにあたっては原則としてその有価証券に「国税徴収法第56条第1項の規定により差し押え、同法第57条第1項の規定により取り立てる」旨を記載し、徴収職員が署名押印する（基本通達57⑥）。

なお、金融機関を通じて取り立てることができる小切手又は手形等については、国税通則法第55条（納付委託）の場合における取立ての方法に準じ取り立て、それ以外の有価証券については、その有価証券を直接振出人又は引受人に呈示して取り立てる。

（注） 取立手数料が必要なときは、あらかじめ庁費から支払いを行い、後日、取立て額のうちから、滞納処分費として徴収する。

ウ 取立ての効果

徴収職員が金銭を取り立てたときは、その限度において滞納者から差押えに係る保険料等を徴収したものとみなされ、保険料等の納付義務が消滅する。

7 特殊な動産の差押え

（1）備付物の差押

工場抵当法による工場抵当（工場財団を組成しない工場抵当）の目的となっている土地又は建物に備え付けられている機械、器具その他工場の用に供されている動産（以下、この項において「備付物」）については、土地又は建物とともに差押えの対象となる。

なお、土地又は建物を差し押えないで備付物だけ差し押えることはできないが、次に掲げる抵当権の効力の及ばない「備付物」については、差し押えることができる（基本通達56⑩）。

ア 備付物については、土地又は建物と別個に差し押えることができない。

ただし、抵当権の設定行為に別段の定めがある場合及び抵当権の目的物の目録に記載されていない場合の備付物については、差し押えすることができる（工場抵当法7②、2①ただし書、3）。

イ 滞納者が抵当権者の同意を得て分離した備付物は、動産として差し押えることができる。

この場合において、その備付物が抵当権の目的物の目録に記載されているときは、目録の変更の登記をする必要がある（工場抵当法6②、3）。

ウ 滞納者が抵当権以外の一般債権者を害することを知り、かつ、抵当権者もその事情を知って備え付けた備付物については、抵当権の効力はその備付物に及ばないから、動産として差し押えることができる（工場抵当法2ただし書、民法424）。

エ 滞納者の所有する動産が工場抵当の目的となっている他人の工場の備付物である場合には、抵当権の目的物の目録に記載されている場合であっても、抵当権の効力は及んでいないから、滞納者の動産として差し押えることができる。

オ 抵当権の目的物の目録に記載されている備付物については、滞納処分により差し押えたときに既に第三者が譲渡等により備付物の引渡しを受けているときにおいても、その備付物に対し差押えの効力が及ぶ（同法第7条第1項。第5条第1項参照）。ただし、当該第三者が即時取得の要件を満たしているときは、差押えの効力を主張することはできない

（2）立木の差押え

「立木ニ関スル法律」によって、所有権保存の登記された立木は、独立の不動産とみなされて差し押えることができるが、所有権保存登記のない樹木の集団及び独立の価値のある個々の樹木は、土地の定着物として土地の差押えの効力が及ぶ。これらの樹木についても、次の明認方法をすることにより動産に準じて差し押えることができる。

ア 明認による差押え

国がいつ差押えをした樹木であるかを第三者が容易に認識できるよう立札、なわ張り等を行い、差し押えたことを明らかにすることによって行う。明認方法によっても、明認できなくなったものは第三者に対抗要件を欠くものとされるから、明認方法は確実に言い、その後の監視を厳重にする。

（注） 樹木の樹皮を削って墨書し、又は刻印することによる明認方法は樹木をき損することになるからなるべく他の方法によること。

イ 一般の立木の差押え

上記ア以外の一般の立木はその土地と一体として、不動産等に属することとなるので、不動産の差押手続により差押えを行う。

第3 不動産の差押え

1 差押えの対象となる不動産等

差押えの対象となる不動産とは、次に掲げるものをいう（国税徴収法68①、基本通達68①）。

（1）不動産

ア 土地及び土地の定着物

土地及び土地の定着物は、民法第86条第1項（不動産の定義）に規定する不動産であるが、次のことに留意する（基本通達68②）。

（ア）土地の所有権は、法令の制限内においてその土地の上下に及ぶが（民法第207条）、鉱業法において鉱物として列挙されたもので、未採掘のものを取得する権利等は、国により賦与されるので、その権利の賦与がない限り、その鉱物には土地の所有権が及ばない（鉱業法2、3）。

（イ）土地の定着物とは、土地に付着させられ、かつ、取引上の性質としてその土地に継続的に付着させられた状態で使用されるもの（例えば、建物その他の工作物、植栽された樹木、大規模な基礎工事によって土地に固着させられた機械等）をいい、原則として、土地の一部として土地の差押えの効力が及ぶ。

（注） 1 建物及び立木法による立木は、取引上及び登記簿上、土地と別個の不動産として取り扱われ（不動産登記法2①、5、立木法1、2）、差押えは別個の差押手続となる。

2 登記することができない土地の定着物は、民事執行の手続の上では、動産執行の対象となる（民事執行法43①、122①）。

（ウ）仮植中の樹木、簡単な方法で土地に据え付けた機械、灯ろう等は、独立の動産であって、土地の定着物ではない。

（エ）工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定による工場抵当の目的となっている土地の備付物には、その土地に対する差押えの効力が及ぶ（工場抵当法7①、基本通達68④）。

（注） 「工場抵当権」とは、工場抵当法第2条の規定により、工場所有者が工場に属する土地又は建物（工場財団を組成する土地又は建物を除く。）の上に設定した抵当権をいう。

イ 建物

民法上の「土地の定着物」に該当する建物とは、屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に

供しうる状態にあるものをいい（不動産登記規則第111条）、取引上及び登記簿上、土地から独立した不動産とされ、土地とは別個に差し押えなければならない。

なお、次のことに留意する（基本通達68③）。

（ア）建物として取り扱うもの

- ① 駐車場の乗降場及び荷物積卸場（ただし、上屋を有する部分に限る。）
- ② 野球場、競馬場の観覧席（ただし、屋根を有する部分に限る。）
- ③ ガード下を利用した築造した店舗、倉庫等の建造物
- ④ 地下停車場、地下駐車場及び地下街の建造物
- ⑤ 園芸、農耕用の温床施設（ただし、半永久的な建造物と認められるものに限る。）

（イ）建物として取り扱わないもの

- ① ガスタンク、石油タンク、給水タンク
- ② 機械上に建設した建造物（ただし、地上に基脚を有し、又は支柱を施したものを除く。）
- ③ 浮船を利用したもの（ただし、固定しているものを除く。）
- ④ アーケード付街路（公衆用道路上に屋根覆を施した部分。）
- ⑤ 容易に運搬し得る切符売場、入場券売場等

（注）1 建築中の建物のうち、建物の使用の目的からみて、使用可能な程度に完成していないものは、動産として差し押える。その後通常建物として、使用することができる程度（屋根、周壁及び床を備える状態）に完成した場合には改めて不動産としての差押えの上、動産としての差押えを解除する。

なお、建築中の建物については、不動産工事の先取特権の登記がある場合（不動産登記法86）であっても、建物としての差押え及びその登記をすることはできない。

2 プレハブ式建物については、その土台を土地に付着させるような特別の付加工事を施した場合又は土地に永続的に付着した状態で一定の用途に共されるものであると取引観念上も認めうるような特段の事情がない限り、動産として差し押える。

プレハブ式建物とは、屋根、周壁等によって構成され、一時的あるいは場所的な移動を必要とする用途に共する目的で移設に適するような構造に製作された建物をいう。

3 1棟の建物に構造上区分された数個の部分で独立して住居、店舗、事務所又は倉庫、その他建物としての用途に供することができるもの（建物の区分所有等に関する法律1参照）があるときは、その各部分について独立した不動産として差し押える（不動産登記法2-5、2-22、12）。

- 4 同一の建物につき2以上の表示の登記がされている場合には、先にされた表示の登記が建物の現況と符合している以上、後にされた表示の登記は無効である。
- 5 工場抵当法第2条（財団を組成しない工場の土地、建物の抵当権）の規定による工場抵当権の目的となっている建物の備付物には、その建物に対する差押えの効力が及ぶ（工場抵当法7①、基本通達68④）。

（2）不動産を目的とする物権

ア 地上権

- （注）1 地上権とは、工作物（建物等を含む）又は竹木を所有する目的のために他人の土地を使用する権利をいい（民法265）、所有すべき目的物のない土地の上にも設定することができ、また、地下又は空間について、その上下の範囲に限って設定することもできる（民法269の2）。
- 2 地上権の処分の効力は、立木法による立木には及ばない。
 - 3 農地又は採草放牧地の上の地上権の移転については、原則として農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法3①）。

イ 永小作権

- （注） 永小作権は小作料を支払って他人の土地において、耕作又は牧畜する権利をいう（民法270）。
- なお、農地等の上の永小作権の移転については、原則として、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない（農地法第3条第1項）。

（3）不動産とみなされる財産

ア 立木

立木法の規定の適用を受ける樹木の集団で、その所有者が同法の規定により所有権の保存の登記をしたものは、土地から独立した不動産となり、1筆の土地又はその一部の土地の上に成立する集団ごとに1単位の立木として差し押える。

また、登記をしない樹木の集団及び独立の取引価格のある個々の樹木は、通常の土地の定着物として、その土地の差押えの効力が及ぶので、これらの樹

木についての立札、なわ張等の明認方法によって、土地から独立した不動産として差し押えることができる（基本通達68⑪）。

イ 工場財団

- （注） 1 工場財団とは、工場抵当法により物品の製造等の工場の施設としての土地、建物、機械、器具、その他の物的設備だけでなく、そのための地上権、賃借権、工場所有権又はダム使用権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいう（工場抵当法8、9、11）。
- 2 工場所有者が工場財団登記簿に所有権保存の登記した工場財団は、1個の不動産とみなされる（工場抵当法14①）。
- 3 工場財団目録に記載された不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、動産、無体財産権、その他の財団組成物件は、個々の物又は権利として差し押えることができない（工場抵当法13②）。

ウ 鉱業財団

- （注） 鉱業財団とは、鉱業抵当法により鉱業権、土地、機械、器具及びその他の物的設備のほか、地上権、賃借権又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいい、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる。

エ 漁業財団

- （注） 漁業財団とは、漁業財団抵当法により定置漁業権又は区画漁業権、船舶、漁具及びその他の物的設備のほか、地上権、水面の使用に関する権利又は工業所有権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいい、工場抵当法のうち、工場財団に関する規定が準用されるので、1個の不動産とみなされる（漁業財団抵当法1、2、6）。

オ 道路交通事業財団

- （注） 道路交通事業財団とは、道路交通事業抵当法により自動車、土地、機械、器具及び軽車輛等のほか、地上権、地役権をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって成立する財団をいい、道路運送事業者、自動車ターミナル事業者又は貨物利用運送事業者が道路交通事業財団登記簿に所有権保存の登記をした道路交通事業財団は、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる（道路交通事業抵当法19）。

カ 港湾運送事業財団

(注) 港湾運送事業財団とは、港湾運送事業法により港湾運送事業に関する上屋、荷役機械、はしけ、事務所及び一般港湾運送事業の経営のため必要な器具等のほか、地上権、地役権等をもって組成され、抵当権の目的とするため、その所有権保存の登記によって成立する財団をいい、一般港湾運送事業者等が港湾運送事業財団登記簿に所有権保存の登記をした港湾運送事業財団には、工場抵当法のうち工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる（港湾運送事業法23、24、26）。

キ 観光施設財団

(注) 観光施設財団とは、観光施設財団抵当法により観光施設に属する土地、機械、動物、植物、展示物、船舶、車両及び航空機等ほか、地上権、賃借権、温泉を利用する権利等をもって組成され、抵当権の目的とするためその所有権保存の登記によって設立する財団をいい、観光施設を観光旅行者の利用に供する事業を営む者が、観光施設財団登記簿に所有権保存の登記をした観光施設財団は、工場抵当法のうち、工場財団に関する規定が準用されるので1個の不動産とみなされる（観光施設財団抵当法3、4、7）。

(4) 不動産に関する規定の準用のある財産

ア 鉱業権

「鉱業権」とは、登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいい（鉱業法5、11）、経済産業局長が設定の許可をし（鉱業法21）、鉱業原簿に登録することによって成立する（鉱業法59、60）。

鉱業権は物権とみなされ、鉱業法に別段の規定がある場合を除いて不動産に関する規定が準用される（鉱業法12、13）。

なお、鉱業法には他に「採掘権」と「試掘権」とがあり、物権とみなされ、不動産に関する規定が準用が適用されるが「租鉱権」は差押えができない（鉱業法11、12）。

(注) 1 鉱業権とは登録を受けた一定の土地の区域（鉱区）において、登録を受けた鉱物及びこれと同種の鉱床中に存する他の鉱物を掘採し、取得する試掘権及び採掘権をいう。

- 2 試掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物の探鉱を内容とする鉱業権をいい、採掘権とは、一定の鉱区において主として鉱物を掘採し、自己の所有物とすることを内容とする鉱業権をいう。
- 3 租鉱権とは、設定行為に基づき、他人の鉱区において鉱業権の目的となっている鉱物を掘採し、自己の所有物とする権利をいう（鉱業法6）。

イ 特定鉱業権

特定鉱業権は、物権とみなされ、不動産に関する規定が準用される（大陸棚特別措置法4、6）。

- （注） 特定鉱業権とは、日本国と大韓民国との間の両国に隣接する大陸棚南部の共同開発に関する協定第2条第1項に規定する大陸棚の区域（共同開発区域）内の登録を受けた一定の区域において、天然資源の探査又は採掘をし、及び掘採された天然資源を取得する権利をいい、経済産業大臣がその設定の許可をし、特定鉱業原簿に登録することによって効力を生ずる。

ウ 漁業権

漁業権は、物権とみなされ、土地に関する規定が準用される（漁業法23①）。

- （注） 1 漁業権とは、定置漁業権（定置漁業を営む権利）、区画漁業権（区画漁業を営む権利）及び共同漁業権（共同漁業を営む権利）をいう。
- 2 共同漁業権については、差押えができない（漁業法23①、26）。

エ 入漁権

- （注） 1 入漁権とは、設定行為に基づいて、他人の共同漁業権又はひび建養殖業、そう類養殖業、真珠母貝養殖業、小割り式養殖業、かき養殖業若しくは第三種区画漁業権である貝類養殖業を内容とする区画漁業権に属する漁場において、その漁業権の内容である漁業の全部又は一部を営む権利をいい、物権とみなされる。
- 2 入漁権は、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会以外の者は取得することができず（漁業法第42条の2）、漁業権者の同意がなければ譲渡することができない（同法第43条第3項）。

オ 採石権

- （注） 採石権とは、設定行為に基づいて他人の土地において岩石及び砂利（砂及び玉石を含む）を採取する権利をいう（採石法4①）。

カ ダム使用権

(注) 1 ダム使用権とは、多目的ダムによる一定量の流水の貯留を一定の地域において確保する権利をいう。

この権利は物権とみなされ、特定多目的ダム法に別段の定めがある場合を除いて不動産に関する規定が準用される（特定多目的ダム法2②）。

2 ダム使用権は、国土交通大臣の許可を受けなければ、移転（相続、法人の合併その他の一般承継によるものを除く。）の目的とし、分割し、合併し、又はその設定の目的を変更することができない（特定多目的ダム法第22条）。

(5) 不動産として取り扱う財産

ア 鉄道財団

(注) 鉄道財団とは、鉄道抵当法によって抵当権の設定を認められる財団で、鉄道の全部又は一部について設定され、鉄道事業経営に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（鉄道抵当法2、2の2、3、4、13の4、基本通達68⑳）。

イ 軌道財団

(注) 軌道財団とは、軌道ノ抵当ニ関スル法律によって抵当権の設定を認められる財団であり、別段の規定がある場合を除いて鉄道抵当法が準用され、財団の組成物件も鉄道財団とおおむね同様である（基本通達68㉑）。

ウ 運河財団

(注) 運河財団とは、運河法によって抵当権の設定を認められる財団で、運河事業に関する物的設備と地上権、地役権、登記した賃借権をその内容とし、1個の物とみなされる（基本通達68㉒）。

(6) 不動産の共有持分

(注) 不動産の共有持分とは、共有者がその不動産に対して有する量的に制限された所有権をいう。

不動産の共有持分については、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法250）。

2 差押えの手続

(1) 差押書の作成

不動産の差押えは差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写することにより作成し、これを滞納者に送達することによって行う（国税徴収法68①、国税徴収法施行令301①、基本通達68②）。

(2) 差押調書の作成

不動産を差し押えたときは、差押調書（様式5号）を差押書と複写により作成する（国税徴収法54、国税徴収法施行令21①、基本通達68③）。

（注） 不動産等については、滞納者に対し差押書が送達されるから動産の差押えの場合と異なり、謄本を滞納者に交付する必要はない（基本通達68③）。

(3) 差押えの登記の嘱託

不動産を差し押えたときは、第三者への対抗要件を備えるため、差押登記嘱託書（様式19号）を作成し、関係機関に登記の嘱託を行う（国税徴収法68③）。

ア 登記、登録を行う場合

差押え登記の嘱託については、次のことに留意する（基本通達68④）。

- （ア）登記原因を証する書面は差押調書の正本又は謄本であり、登記権利者は、労働局長である（不動産登記法7②）。
- （イ）差押登記嘱託書への添付書類、差押登記嘱託書には、工場抵当法第3条（抵当権の目的物の目録）の規定による目録又は工場財団の目録の添付を要しない。
- （ウ）工場抵当法第3条の規定による目録に他人の物件が記載されている場合には、その物件を除外して差押えの登記を嘱託して差し支えない。
- （エ）同一の登記所の管轄に属する数個の不動産の差押えの登記を嘱託する場合には、同一の嘱託書をもって差押えの登記を嘱託することができる（不動産登記法16①、不動産登記令4）。
- （オ）表示登記又は所有権の保存登記がされていない不動産について差押えの登記を嘱託した場合には、登記官は、職権で表示登記がないときは、表示登記及び保存登記を、保存登記がないときは保存登記を、それぞれ行った上、差押えの登記をする（不動産登記法104、102）。
- （カ）土地区画整理法第103条第4項（換地処分公告）の規定により国土交通大臣又は都道府県知事による換地処分公告があった後においては、同法第107条第3項本文（換地処分公告後の登記の制限）の規定により、同条第2項（事業の施行による変動に係る登記等）に規定する土地区画整理事業の施行による変動に係る登記がされるまでの期間は、差押えの登記の嘱託をすることができない。

なお、換地処分の公告の日前に差押えの登記原因が生じているときは、上記の期間中であっても、差押えの登記の嘱託をすることができる（土地区画整理法第107条第3項ただし書）。

イ 未登記不動産と不動産物件の対抗要件

未登記不動産についても民法第177条の適用があり、その取得者はその旨の登記を経なければ、取得後に所有権を取得して登記を経た第三者に対して、自己の所有権の取得を主張することができない（基本通達68㉟）。

（注） 1 差押えの登記を嘱託する場合には、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5㉑）の規定により、登録免許税は課されない（基本通達68㉟）。

2 登記官吏が登記を完了したときは、登記原因を証する書面又は嘱託書の副本に嘱託受付の年月日、受付番号、登記済の旨を記載して登記所の印を押印して返還される。

ウ 不動産の差押えの登記（登録）を嘱託する関係機関

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登記簿又は登録簿
土地又は建物	登記	民法第177条、不動産登記法第1条	法務局、地方法務局又はその支局・出張所	土地登記簿又は建物登記簿
地上権	同上	同上	同上	土地登記簿
永古作権	同上	同上	同上	同上
立木	同上	立木法第1条、第2条	同上	立木登記簿
工場財団	同上	工場低当法第8条、第9条、第14条	同上	工場財団登記簿
鉱業財団	同上	鉱業抵当法第1条、第3条	同上	鉱業財団登記簿
漁業財団	同上	漁業財団抵当法第1条、第6法	同上	漁業財団登記簿
道路交通事業財団	同上	道路交通事業抵当法第3条、第6条、第8条	同上	道路交通事業財団登記簿
港湾運送事業財団	同上	港湾運送事業法第23条、第26条	同上	港湾運送事業財団登記簿
観光施設財団	同上	観光施設財団抵当法第3条、第8条、第11条	同上	観光施設財団登記簿
鉱業権	登録	鉱業法第12条、第59条、第60条	地方経済産業局長	鉱業原簿

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登記簿又は登録簿
特定鉱業権	同上	大陸棚特別措置法第6条、第32条	経済産業大臣 (資源エネルギー庁)	特定鉱業原簿
漁業権 入漁権	同上	漁業法第23条、第43、第50条	都道府県知事	免許漁業原簿 (漁業権登録簿)
採石権	登記	採石法第4条第3項、民法第177条、不動産登記法第1条	法務局、地方法務局 又はその支局・出張所	土地登記簿
ダム使用权	登録	特定多目的ダム法第20条、第26条	国土交通大臣	ダム使用权 登録簿
鉄道財団	同上	鉄道抵当法第2条、第15条、第28条	国土交通大臣	鉄道抵当原簿
軌道財団	同上	軌道ノ抵当ニ関スル法律第1条	同上	軌道抵当原簿
運河財団	同上	運河法第13条	国土交通大臣	運河抵当原簿

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

不動産の差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記(登録)がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる(国税徴収法68②④)。

(注) 1 滞納者に差押書を送達してから登記をした場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先にする必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する(基本通達68⑧)。

2 不動産の登記申請は、郵便やオンラインによる方法も可能となっているため、同一の不動産に関し、2以上の登記の申請(嘱託を含む)がなされ、その前後が明らかでない場合が生じ得るが、これらの申請は同時にされたものとみなされる(不動産登記法19②)。

同一の不動産に関し、権利に関する登記の申請が2以上あったときは、受付番号の順序に従って登記されるが（不動産登記法20）、同時に申請されたもの（同時に申請されたものとみなされるものを含む）は、同一の受付番号が付される（不動産登記法19③）。

この場合、両立し得る権利に関する登記申請であれば同順位となるが、登記の目的である権利が相互に矛盾する登記申請（例えば、2以上の差押えの登記等）については、これらを登記することができないため、いずれの申請も却下される（不動産登記法25⑬、不動産登記令20⑦）。いずれの申請も却下された場合、改めて登記の申請を行う必要がある。

（2）差押え後の管理

ア 建物の増築、滅失、き損があったときの処理

（ア）差押えをした1棟の建物に増築が加えられた場合には増築部分が物理的・経済的に構造、効用が別個の独立した建物と認められるときは、その増築部分について新たに差し押える必要がある。

（注） 増築部分を従前の建物と同一とみるか、別個のものとみるかの判定は建物の物理的構造のみでなく、増築部分が経済的効用において、あるいは取引の目的物として、独立性を有しているかどうかによること。

（イ）差押えをした建物の一部が滅失又はき損した場合、差押えの効力には影響がなく、滞納処分が続行されるが、建物の全部又は大部分が滅失又はき損して、建物としての効用がなくなった時は、差押えを解除する。

イ 土地収用等の場合

差押えに係る土地又は建物及び地上権及び永小作権について国、地方公共団体等が土地収用法、都市計画法等に基づいて、収容処分をしたときは、差押えの効力は失われる。

（注） この場合、収用の補償金の請求権を債権差押えの手続により差し押える。

ウ 行政区画等が変更された場合

行政区画、住居表示、字名等が変更されたため、名義人の住所地、財産の所在地が変更されたときは、その登記は当然に変更されたものとみなされる。

（注） 住居表示変更の場合は、物件の所在地は変更されるが、所有者の住所は変更されないから、表示変更の代位登記の必要がある。

4 不動産の使用収益

滞納者又は使用収益権のある第三者は、原則として、差し押えた不動産について通常の用法に従い、使用又は収益することができる。ただし、この使用又は収益は、差し押えた不動産を将来公売し、保険料等を徴収するに差し支えない範囲内に限られるべきであるから、不動産の価値が著しく減耗するおそれがあるときは、使用又は収益を制限することができる（国税徴収法69）。なお、差し押えた不動産の使用収益の制限は差押書に付記することにより行っても差し支えない。

（注） 1 価値が著しく減耗するとは、通常の用法に従っているが、差し押えられた不動産の価値を著しく減耗する行為をいう（基本通達69①）。

この減耗は、物理的な減耗に限られることなく、法律的に減耗するもの、例えば、差し押えた更地の上に建物を新築する行為も含まれる。

2 使用又は収益を制限する方法は、かぎをかけ、立入禁止を宣言する等の事実行為又は命令行為によるものである（基本通達69②）。

5 強制競売の開始決定があった不動産に対する差押え

滞納処分による差押えは、強制競売の開始決定があった不動産に対してもすることができる（滞調法29①、36）。

（1）差押書及び交付要求書の交付

強制競売の開始決定があった不動産に対する差押えは、執行裁判所に対し差押書及び交付要求書を交付することによって行う。

（注） 差押えの効力は、差押書及び交付要求書が執行裁判所に到達した時に生ずる。

（2）差押調書の作成と謄本の交付

不動産を差し押えたときは、差押調書を作成するとともに差押書を滞納者に交付する。この場合、差押調書及びその謄本の差押財産欄に強制競売の開始決定があったものを差し押えた旨を表示するとともに、適宜の箇所に交付要求をした旨を記載する。

（3）行政機関等への参加差押

執行裁判所から、差押書及び交付要求書（副本）の返還を受けた場合において、既に他の滞納処分による差押えがされているときは、速やかに滞納処分をした行政機関等に参加差押えをする。

（4）公売等

公売等は強制競売の開始決定後に差押えをした不動産については、滞納処分続行承認の決定があった場合を除いて、強制競売の開始決定が取り消された後でなければすることができない（滞調法33）。

また、二重の強制競売の開始決定と滞納処分との関係（①強制競売の開始決定、②滞納処分による差押え、③強制競売の開始決定）においては、先の開始決定に係る強制競売の申立てが取り消されたときは、後の強制競売の開始決定に基づいて手続が続行されるから、滞納処分による公売等はできない（滞調法30）。

6 競売（担保権の実行としての競売）の開始決定があった不動産の差押え

滞納処分による差押えは、競売の開始決定があった不動産に対してもすることができる。この手続は前記5に準ずる（滞調法36）。

7 仮差押えがされている不動産の差押え

滞納処分は、仮差押えの執行によりその執行を妨げられないので、仮差押えの執行がされた不動産に対しても差押えができるし、また、その後の換価等の手続を進めることができる（国税徴収法140）。

- （注） 1 仮差押えの執行がされた不動産を滞納処分により差し押えた場合には、仮差押えをした執行裁判所にその旨通知する（国税徴収法55①）。
- 2 仮差押えの執行後に、滞納処分により差押えをした不動産を換価する場合には、仮差押債権者に公売の通知をする。
- 3 仮差押えの執行後に滞納処分により差押えをした不動産につき、滞納処分による売却代金について滞納者に交付すべき残余が生じた場合には、その不動産に対する強制執行について管轄権を有する裁判所（不動産の所在地と管轄する地方裁判所）に交付する（基本通達140③）。

第4 船舶又は航空機の差押え

1 差押えの対象となる船舶及び航空機

(1) 差押えの対象となる船舶

国税徴収法第70条の規定によって差押えができる船舶とは、船舶登録簿に登録することができる船舶をいう。船舶登録簿に登録することができる船舶は、総トン数20トン以上の日本船舶である（商法第686条、船舶法第5条第1項参照）。

なお、次に掲げる船は、船舶に含まれないため、動産として差し押える（商法686、船舶法5①、基本通達56④、70①）

ア 「端舟」その他「ろ」もしくは「かい」だけで運転し、又は主として「ろ」もしくは「かい」だけで運転する舟（商法686②、船舶法20、小型船舶登録法2-2）

イ 本船舶のうち総トン数20トン未満の船舶であって、次に掲げる船舶（商法686、船舶法20）

（ア）漁船（小型船舶登録法2-1）

（イ）係留船（小型船舶登録法2-2）

（ウ）推進機関を有する長さ3メートル未満の船舶であって、当該推進機関の連続最大出力が20馬力未満のもの（小型船舶登録規則2-1）

（エ）長さ12メートル未満の帆船（小型船舶登録規則2-2）

（オ）推進機関及び帆装を有しない船舶（小型船舶登録規則2-3）

（カ）告示で定める水域のみを航行する船舶（小型船舶登録規則2-5）

ウ 外国船舶（日本船舶以外の船舶）であって、登録された小型船舶以外のもの（船舶法1、小型船舶登録法2）

エ 製造中の船舶（抵当権の登記がされている船舶を含む）で、船舶として航行できる程度に完成していないもの

（注） 製造中の船舶は動産として差し押えた後に航行できる程度に完成した場合は、あらためて船舶として差し押える。

オ 未登録の小型船舶

(2) 差押えの対象となる航空機

差押えができる航空機は、航空法の規定により、国土交通大臣の管掌する航空機登録原簿に登録を受けた飛行機又は回転翼航空機をいう（国税徴収法70、航空法3、基本通達70②）。

なお、次に掲げる航空機は、動産として差し押える（基本通達56⑤）。

ア 滑空機（グライダー）、飛行船（登録のあるものを含む）

（注） 滑空機及び飛行船その他航空法施行令で定める航空の用に供することができる機器は、登録をしてもその登録は第三者に対する対抗要件ではなく（航空法第2条第1項、第3条の3参照）、国税徴収法第70条（船舶又は航空機の差押）の規定の適用を受けないから、動産として差し押える。

イ 未登録の飛行機及び回転翼航空機

2 差押えの手続

（1）差押調書の作成

船舶及び航空機の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写することにより作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う。なお、差押書の「差押財産」欄には、差し押えた船舶等を特定できるように、差押え船舶の種類及び名称、船籍港、機関の種類、数等を記入する（国税徴収法54、国税徴収法施行令30①、基本通達70③、④）。

（2）登記の嘱託

船舶を差し押えた時は、第三者への対抗要件を備えるため、船籍港を管轄する法務局、地方法務局、支局若しくは出張所に、一方、航空機を差し押えたときは、国土交通省航空局にそれぞれ差押登記嘱託書又は差押登録嘱託書を作成し、登記原因を証する差押調書の謄本を添付して、差押えの登記を嘱託する（国税徴収法70①、68③、船舶登記令4、航空機登録規則3、基本通達⑤）。

（注） 1 登録の申請（航空機登録令9）の規定にかかわらず、差押登録嘱託書を郵便による送達又は交付送達の方法によって、国土交通省航空局に提出することができる（基本通達70⑤）。

2 差押登記を嘱託する場合、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5⑪）の規定により、登録免許税は課されない（基本通達70⑦）。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記（登録）がされた時又は監守及び保存のため必要な処分をした時のいずれか早い時に効力が生ずる（国税徴収法70①④、68②④、基本通達70⑧）。

（注）1 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずる。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達を追ってされることを条件として発生する（基本通達70⑧）。

2 船舶の属具目録に記載されたものは、船舶の従物と推定されるから、原則として、船舶に対する差押えの効力が属具に及ぶ（商法685、基本通達70⑨）。

(2) 船舶等の停泊又は航行の許可

ア 船舶等の停泊

船舶又は航空機を差し押えた場合に滞納処分のため必要があるときは、一時停泊させることができる。

この場合、文書で停泊を命ずる。

なお、発航の準備が終わった船舶については、停泊に命ずることができない（国税徴収法70②）。

（注）1 停泊とは船舶又は航空機がその所在する場所に停止又は停留することをいう（基本通達70⑩）。

2 発航の準備が終ったかどうかの判定は、船舶航行の計画又は契約の成立によって行わず、もっぱら貨客の運送に必要であり、かつ、客観的には、相当な整備がされたかどうか（例えば、船員及び船客の乗組み、貨物、燃料食糧及び飲料の積込み、出港及び渡航手続が完了したかどうか）等によって行う。

なお、航空機の発航の準備が終ったかどうかの判定も同様である（基本通達70⑫）。

イ 航行の許可

停泊中に差し押えた船舶又は停泊命令により停泊している船舶について、営業上の必要、その他相当の理由があるときは滞納者、交付要求者、抵当権者等すべての利害関係人の申立てにより、その航行を許可することができる。

この申立ては、滞納者、交付要求をした者、抵当権その他の権利を有する者等すべての利害関係人が連署した差押財産の使用等許可申立書（様式20号）を提出させて行う（国税徴収法70⑤、国税徴収法施行令31）。

なお、航行の許可をしたとき又は航行を不許可にしたときは、その旨を申立人に文書で通知する。

- （注） 1 営業上の必要、その他相当の理由があるときとは、航行を許可することにより、営業上の利益が見込まれ、徴収上有利な結果をもたらすときをいい、例えば、現に行っている運送契約に債務不履行が生ずることを避け、航行による収益を滞納者に得させる必要があるとき等をいう（基本通達70⑯）。
- 2 航行を申立てどおりに許可する場合の航行許可の通知書には、審査請求ができる旨の教示を記入する必要はないが、申立てどおりに許可しない場合及び航行の不許可の場合の通知書には審査請求ができる旨の教示を記入する。

第5 自動車の差押え

1 差押えの対象となる自動車

自動車とは、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車以外の自動車で、自動車の登録（道路運送車両法）の規定により、国土交通大臣が管理する自動車登録ファイルに登録を受けたものをいう。

ただし、大型特殊自動車で土木建築に使用されるもの（例えば、トラクター、ブルドーザー等）は除かれる（国税徴収法71①、道路運送車両法5②、基本通達71①）。

（注） 登録を受けた自動車以外のものは、動産として差し押える。

2 差押えの手続

（1）差押調書の作成

自動車の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う（国税徴収法54、71①）。

（注） 差し押えた場合には、差押調書を作成しなければならないが、その謄本を滞納者に交付する必要はない（基本通達71⑤）。

（2）登記の嘱託

自動車を差し押えたときは、その自動車使用の本拠の所在地を直轄する運輸支局（自動車検査登録事務所）に、自動車の差押えの登記嘱託書（様式17号）を作成し、登録の原因及びその日付を証する書類として、差押調書謄本を添えて送付する。

自動車差押登録嘱託書は、自動車1両ごとに1枚作成し、同時に2両以上の自動車について登録を嘱託するときは登録の原因及び目的が同一であるときに限り、差押調書謄本は1枚のマークシートに添付する。この場合他のマークシートの添付書類欄にはその旨を記入する。

（注） 1 所轄運輸支局等は、自動車登録ファイルに差押えの登録をしたのち、差押調書謄本にその嘱託書の受付年月日、受付番号及び登録済の旨を表示して、返送することになっているので、返送された差押調書謄本は滞納処分関係書類に綴り込んでおくこと。

2 差押えの登録をした自動車について抵当権の設定又は仮差押え、仮処分がされている旨の登録があるときは、差押調書謄本の余白に、抵当権者の住所、氏名及び抵当権設定年月日又は執行裁判所名を記載して返送されることになっている。

- 3 差押えの登記を嘱託する場合には、滞納処分に関する登記等の非課税（登録免許税法5⑪）規定により、登録免許税は課されない（基本通達71⑥）。

（3）自動車検査証の占有

自動車の差押えにあたっては、動産の差押手続に準じて自動車検査証を占有しなければならない（自動車の換価による所有権の移転登録には、自動車検査証の呈示を必要とし、かつ、自動車検査証を備えなければ自動車を運行の供に用いることができないため、基本通達71⑫）。

（4）差押えまでの手順

ア 滞納者の自動車税の課税状況を都道府県税事務所に自動車税課税台帳登録事項調査票を添付して照会する。

イ 照会により滞納者が所有する自動車の登録番号が判明した場合は、その自動車の使用の本拠を所管する地方運輸支局（自動車検査登録事務所）で、自動車登録ファイルによって所有権、その他権利関係について調査し、登録事項証明書の交付を受ける。

ウ 差し押える場合は、差押えを行う自動車の使用の本拠を所管する地方運輸支局長又は検査登録事務所長に嘱託することとし、登録嘱託書と登録原因を証する書面として差押調書（謄本）を提出して、差押登録が完了後に滞納者に差押書を送達することとなる。

エ ウにより登録上の差押えは完了するが、自動車を使用させないための措置として自動車を占有する場合は、タイヤロックを装着する。

この場合は、滞納者に対して引渡命令書を通知し、公示書を運転席側の窓やドアミラー等に取り付けた後、占有調書を作成して滞納者に保管を命ずる。

なお、差押えと同時に占有する場合は、引渡命令書の通知は不要となる。

3 差押えの効力

（1）効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登記（登録）がされた時又は監守及び保存のため必要な処分をした時のいずれか早い時に効力が生ずる（国税徴収法71①、基本通達71⑧）。

(注) 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達を追ってされることを条件として発生する（基本通達68③）。

(2) 自動車の所在地変更防止の処置

自動車を差し押え、差押書を送達前又は送達後において、滞納者が自動車を使用するおそれがあるときは、自動車の所在地を変えることを防止するための処置及び自動車の効用を維持するための処置をすることができる。

具体的には、徴収職員が占有保管をする、なわ張りをする、自動車検査証を取り上げる、自動車損害賠償責任保険証明書を取り上げる等の処分をする（国税徴収法71②、70③、基本通達70⑬～⑯、71⑬）。

(注) 1 自動車の占有と同時に自動車検査証を取り上げた場合において、搜索調書を作成するときはその「備考」欄にその旨を付記する。

搜索調書を作成しないときは、取上調書（様式21号）を作成する。

2 差押えと同時に自動車検査証を取り上げたときは、差押書の「差押財産」欄にその旨を付記する。

(3) 自動車の引渡命令と占有

自動車を差し押えた場合には、滞納者に対して財産の引渡命令書（様式9号）によって引渡しを命じ、また、徴収職員に差押財産占有調書（様式22号）を作成させ、占有させることができる（国税徴収法71③、国税徴収法施行令24）。

この場合、徴収職員は次のア～ウに掲げるところにより、占有することとなるが、滞納者が引渡命令に応じないときは、搜索の権限及び方法の規定により、搜索その他の処分を行うことができる（国税徴収法142、基本通達71⑭）。

ア 滞納者が占有している場合

差し押えた自動車を滞納者が占有している場合には、滞納者に対して直ちに引き渡すべきことを命じた上で、引渡しがされたときはもとより引き渡しをしないときであっても、徴収職員は直ちにその占有ができる（国税徴収法71④、56①）。

イ 滞納者の親族、その他の特殊関係者が占有している場合

差し押えた自動車を滞納者の親族、その他の特殊関係者が占有している場合は、滞納者の親族等に対して直ちに引き渡すべきことを命じた上で、引き渡しをしないときであっても、徴収職員は直ちにその占有ができる。

ウ 第三者が占有している場合

差し押えた自動車を第三者（滞納者の親族その他の特殊関係者以外の第三者をいう）が占有している場合は、滞納者に対し直ちに引き渡すべきことを命じ、徴収職員にその引渡しが行われたときは直ちに占有する。

なお、引き渡しをしないときで占有する第三者もその引渡しを拒むときは、その第三者に対して引渡しを命じた上で、引渡しが行われたときはもとより、その第三者が指定された期限までに徴収職員にその引き渡しをしないときであっても直ちにその占有ができる。

- (注) 1 第三者に対する財産の引渡命令書に記入する引渡しの期限は、原則として引渡命令書を発する日から起算して7日以上を経過した日とする（国税徴収法施行令24③）。
- 2 第三者が占有する自動車の引渡命令については、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る保険料等の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り命ずることができる（国税徴収法58②）。

エ 占有搬出の手続一覧表

占有している者	占有して保管させる場合	占有して、直ちに搬出する場合	占有して保管させたのち、公売等のため搬出する場合
1. 滞納者又は特殊関係者	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて占有 → 占有調書 2. 引渡しをしないとき 搜索して占有 → 搜索調書	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて搬出 → 補正した搬出調書 2. 引渡しをしないとき 搜索して搬出 → 搜索調書	1. 引き渡しを受けて搬出 → 搬出調書 2. 引渡しをしないとき 搜索して搬出 → 搜索調書

占有している者	占有して保管させる場合	占有して、直ちに搬出する場合	占有して保管させたのち、公売等のため搬出する場合
2. 第三者	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて占有 →占有調書 2. 滞納者が引渡しをしないとき 第三者に引渡命令 ア 引渡しを受けて 占領 →占有調書 イ 引渡しをしないとき 搜索して占有 →搜索調書	滞納者に引渡命令 1. 引渡しを受けて搬出 →補正した搬出調書 2. 滞納者が引渡しをしないとき 第三者に引渡命令 ア 引渡しを受けて搬出 →補正した搬出調書 イ 引渡しをしないとき 搜索して占有 →搜索調書	1. 引渡しを受けて搬出 →搬出調書 2. 引渡しをしないとき 搜索して搬出 →搜索調書

(4) 第三者の権利の保護

滞納者の自動車差し押える場合に第三者（滞納者の親族、その他の特殊関係者以外の第三者をいう）が滞納者の自動車等を滞納者との契約による賃借権、使用貸借権、その他自動車の使用又は収益をする権利に基づいて占有しているときは、第三者は次のア、イのいずれかを選択することができる（国税徴収法71④、59）。

なお、第三者は徴収職員が占有する時までに文書でどちらを選択するかを通知しなければならない。通知がない場合は、イ使用収益の方を選択したものとみなされる（国税徴収法施行令25）。

ア 契約を解除して、それにより生じた損害賠償請求権につき、その自動車の売却代金から配当を受ける。この場合には、一定範囲の前払借賃については、保険料に優先して配当を受けることができる。

イ 契約を解除せずに3ヶ月を限度としてその自動車の使用収益を継続する。

(5) 搬出

差押え又は占有したのみでは、滞納者が自動車を隠ぺい・毀損するなどにより、自動車公売の免脱の危険性があるため、労働局の管理下となる保管場所まで搬出する必要がある。搬出にあたっては、次のことに留意する。

ア 搬出前に自動車の内装・外装、損傷状況を詳細に確認し、写真等を含め記録を行う。

イ 搬出・運搬等を業者に委託する場合は、両者でアについて確認する。また、滞納者立会いのもと、エンジンの動作確認を行う。

(6) 差押自動車の保管

ア 労働局で保管する場合

労働局で保管する場合は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、帳簿を備えて保管に係る自動車について、その出納を記入しなければならない（国税徴収法施行令32、23）。

イ 滞納者等に保管させる場合

(ア) 差し押えた自動車を滞納者又はその自動車を占有する第三者に保管させる場合は、滞納者等にその自動車を保管すべきことを命じなければならない（基本通達71④）。

(イ) 保管命令は、差押財産占有調書（様式22号）又は搜索調書（様式2号）の最下欄に所要事項を記入し、徴収職員が署名押印のうえ、その謄本を滞納者等に交付して行う。

(ウ) 差し押えた自動車を滞納者等に保管させる場合は、差押封印用紙（様式10号）、公示書（様式11号）等により、その自動車が徴収職員の占有に係る旨を明らかにするとともに、自動車の運行を許可する場合を除き、自動車を運行させないための措置（例えば、タイヤロック、ハンドルの封印、立札、なわ張り等）をしなければならない（国税徴収法71⑤、基本通達71⑦）。

（注） 1 滞納者等が不在の場合においても、差押財産占有調書の謄本を滞納者等の家族、従業員等に交付することにより保管命令をすることができる。

2 タイヤロックは自動車のタイヤに取り付ける金属金具のことで、保管命令の一環として保管命令と同時に自動車の運行をさせないための「適当な措置」として使用する。

タイヤロックは、差押えを行った自動車について引渡命令を行い、徴収職員が自動車を占有した後に行う。

保管命令を行う場合は、運転する者が見やすい場所、サイドミラーに「公示書」を取り付ける。

(7) 差押自動車の運行許可

差し押えた自動車について、運行を許可することにより営業上の利益が見込まれ、徴収上有利な結果をもたらすときは、運行を許可することができる。この場合、滞納者、交付要求者、抵当権者等すべての利害関係人が連署した差押財産の使用等許可申立書（様式20号）を提出させて行う（国税徴収法71⑥、国税徴収法施行令31、32、基本通達70⑰、⑱、71⑱）。

運行の許可をしたとき又は運行を不許可としたときは、その旨を申立人に文書で通知する（基本通達70⑲）。

（注） 1 使用の許可にあたっては、自動車の種類、性質、滞納処分の緊急度、滞納者の誠実さ等を参酌して判断する。

2 申立どおりに許可しない場合、運行の不許可の場合の通知書には、必ず審査請求ができる旨の教示を記入する。

（8）債権者代位による移転登録

滞納者が自動車を売買等によって購入し、自動車の所有権が滞納者へ移転しているのに移転の登記がされていないときは、債権者代位による自動車の移転登録申請書により、滞納者の名義に変更して差し押えることができる。

第6 建設機械の差押え

1 差押えの対象となる建設機械

建設機械とは、建設業法第2条第1項（建設工事の定義）に規定する建設工事の用に供される機械類で建設機械抵当法施行令第1条（建設機械の範囲）の規定による別表に掲げるもの（例えば、ブルドーザー、トラクター、コンクリートミキサー等）のうち、建設業者（建設業法2③）が国土交通大臣又は都道府県知事の行う記号の打刻を受け、又は既に打刻された記号の検認を受けた後に建設機械登記簿に所有権の保存登記をしたものをいう（国税徴収法71①、建設機械抵当法2、4①④、建設機械登記令10、建設機械抵当法施行令9①）。

（注）1 登記をしていない建設機械は、動産として差し押える。

2 建設機械の所有権保存の登記は、建設業法第2条第3項に規定する建設業者で、所有権を有するものの申請によって行われる。

3 登記されている建設機械の所有権及び抵当権の得喪変更は、建設機械登記簿に登記しなければ第三者に対抗できない。

差押え、仮差押え又は仮処分がなされている建設機械について、所有権保存の登記がされたときは、質権者又は差押え、仮差押え若しくは仮処分の債権者に対しては効力を生じない。

4 所有権保存登記のない建設機械を動産として差し押えた後に、所有権保存の登記がされても、その登記は差押債権者である国に対しては効力を生じないから、新たに差押えの登記を嘱託する必要はないことはもちろん、登記上その建設機械について権利を取得した第三者も、その権利をもって差押債権者である国に対抗することができない（建設機械抵当法3②、基本通達71⑩）。

5 建設機械の所有権保存登記後30日以内に抵当権設定の登記がされない場合又は抵当権の登記が全部抹消された後30日以内に新たな抵当権設定の登記がされない場合には、その建設機械の登記用紙は閉鎖されるが、その期間内に差押えの登記をした場合には、その登記用紙は閉鎖されないから、差押えの効力は妨げられない（建設機械抵当法8、基本通達71⑪）。

2 差押えの手続

（1）差押調書の作成

建設機械の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、差押書を滞納者に送達することによって行う（国税徴収法54、71①）。また、その謄本を滞納者に交付する必要はない（国税徴収法54、基本通達71⑤）。

(注) 差押調書の差押財産欄は、差押えに係る建設機械を十分特定できる程度に次の事項を記入する。

- 1 建設機械の名称、形式及び仕様（名称は建設機械抵当法施行令の別表に掲記しているものを記入する）
- 2 製造業者名、製造年月日及び製造番号
- 3 原動機を有するときは、その原動機の種類、定格出力、製造者名、製造年月日及び製造番号
- 4 打刻記号

(2) 登記の嘱託

建設機械を差し押えたときは、差押登記嘱託書（様式19号）を作成し、登記原因を証する書面として差押調書の謄本を添え機会に打刻された記号によって表示された都道府県の区域内にある法務局又は地方法務局（北海道は札幌法務局）に差押えの登記を嘱託しなければならない（国税徴収法71①、建設機械登記令1、基本通達71⑥）。

3 差押えの効力

第5、3に準ずる（P4-105）。

第7 電話加入権の差押え

1 差押えの対象となる電話加入権

差押えの対象となる電話加入権とは、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT」という。）と加入電話契約を結んだ者が、その契約に基づいてNTTの電気通信サービスの提供を受ける権利をいう（電話サービス契約約款（平成11年東企営第99-1号、平成11年西企営第1号。以下「電話約款」という。）第7条）。

電話加入権の譲渡は、NTTの承認がなければその効力を生じない（電気通信事業法附則第9条第1項、昭和59年法律第86号による廃止前の公衆電気通信法（以下「旧公衆電気通信法」という。）第38条第1項）。

なお、電話加入権の換価価値は現在では少額となっているが、滞納者にとっては事業の継続に影響があるため、差押えにより納付に応じる場合もある。

2 差押えの手続

（1）差押調書の作成

電話加入権の差押えは差押調書（様式6号）を作成し滞納者にその差押調書謄本（様式6号）を交付するとともに、差押通知書（様式6号）を第三者債務者であるNTTあてに送達することによって行う（国税徴収法73①）。

【差押通知書等送付先】

〒010-0001

秋田県秋田市中通4丁目12-4 明治安田生命秋田ビル8階

差押通知書宛名：NTT東日本加入権センタ長 宛

封筒宛名取扱い担当：NTT東日本加入権センター権利担当

（注） NTT西日本加入権センタの場合は個別に確認する必要がある。

（注） 電話加入権質の登録がされている電話加入権又は仮差押え若しくは仮処分がされている電話加入権を差し押えた場合には、「担保権付債権差押通知書」（様式第15号）により、すみやかに当該質権者又は保全執行裁判所に対する通知が必要である（国税徴収法55、国税徴収令22）。

（2）二重差押え

電話加入権の差押えを通知したところ、既に滞納処分又は私債権に基づいて強制執行等によって、差押えを受けているときはNTTから差押通知書に、差押済の表示をして返戻してくるので、差押え解除手続に準じて滞納者等へ通知する。

なお、すでに差し押えている先順位の執行機関に対しては交付要求又は参加差押えが必要である。

- (注) 滞納処分によって、差押登録済の電話加入権でも私債権に基づいて強制執行によって差押えがあったときは、NTTは二重差押えの登録を行う。
なお、NTTは二重差押えがあったことを既差押行政機関に通知することとされているから、通知を受けたときはすみやかに換価を執行することとなる（換価については第6章参照）。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

電話加入権の差押えの効力は、差押通知書がNTTに送達されたときに生じる（国税徴収法73②）。

(2) 差押え後の管理

ア 電話加入権の譲渡

電話加入権の差押通知を受けた後、NTTはその後に加入者から電話加入権の譲渡承認の申請があっても、NTTはその譲渡を承認しないこととしているから、差押え後の譲渡はありえない（電気通信事業法附則第9条、基本通達73④）。

イ 差押え後の利用

電話加入権を差し押えた後も、加入者（滞納者）の電話の利用は自由であり停止できない。

- (注) 1 加入者が電話料金の支払いを怠った場合には、電話加入権の譲受人がその未払料金を負担しなければならないから、この場合はすみやかに公売する。

- 2 差押えにあたっては、通話停止又は未払料金の有無についても調査し、その後も随時その状況を把握する。

ウ 差押え後の契約解除

NTTは、差押えを受けた電話加入権についても、加入契約を解除することができる（電話約款第24条）。

第8 第三債務者等がない無体財産権の差押え

1 第三債務者等がない無体財産権

第三債務者等がない無体財産権とは、動産、有価証券、債権、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械以外の財産のうち第三債務者又はこれに準ずる者がいない財産であり、おおむね次の財産がこれに該当する（基本通達72①）。

(1) 特許権

「特許権」とは、①物（プログラム等を含む。）の特許発明にあつては、その物の生産、使用、譲渡等（譲渡及び貸渡しをいい、その物がプログラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。）をする独占的排他的な権利を、②方法の特許発明にあつては、その方法の使用をする独占的排他的な権利を、③物を生産する方法の特許発明にあつては、その方法の使用のほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする独占的排他的な権利をいう（特許法2、68）。特許権は、特許庁長官の管掌する特許原簿に設定の登録をすることによって発生する（特許法66①）。

（注） 特許権の存続期間は、原則として、特許出願の日から20年である（特許法67①）。

(2) 実用新案権

「実用新案権」とは、実用新案登録を受けている考案（自然法則を利用した技術的思想の創作をいう。）に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し若しくは輸入又は譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（実用新案法2、16）、特許庁長官の管掌する実用新案原簿に設定の登録をすることによって発生する（実用新案法14①）。

（注） 実用新案権の存続期間は、実用新案登録出願の日から10年である（実用新案法15）。

(3) 意匠権

「意匠権」とは、意匠登録を受けている意匠（物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であつて、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。）に係る物品の製造、使用、譲渡、貸渡し若しくは輸入又はその譲渡若しくは貸渡しの申出（譲渡又は貸渡しのための展示を含む。）をする独占的排他的な権利をいい（意匠法2、23）、特許庁長官の管掌する意匠原簿に設定の登録をすることによって発生する（意匠法20①）。

(注) 意匠権の存続期間は、設定の登録の日から15年である（意匠法21①）。

ただし、関連意匠（自己の意匠登録出願に係る意匠のうちから選択した一つの意匠に類似する意匠をいう。）の意匠権の存続期間は、その本意匠の意匠権の設定の登録の日から15年である（意匠法21②）。

（４）商標権

「商標権」とは、商標登録を受けている商標（文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合であって、業として商品を生産し、証明し、若しくは譲渡する者がその商品について使用をするもの、又は業として役務を提供し、若しくは証明する者がその役務について使用するものをいう。）を使用（商品又は商品の包装に標章を付する行為、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物（譲渡し、又は貸し渡す物を含む。）に標章を付する行為、役務の提供に当たりその提供を受ける者の利用に供する物に標章を付したものをを用いて役務を提供する行為等をいう。）する独占的排他的な権利をいい（商標法2、25）、特許庁長官の管掌する商標原簿に設定の登録をすることによって発生する（商標法18①）。

(注) 商標権の存続期間は、設定の登録の日から10年である（商標法19①）が、商標権者の申請により更新することができる（商標法19②）。

（５）育成者権

「育成者権」とは、品種登録を受けている品種及び当該登録品種と特性により明確に区分されない品種を業として利用する独占的排他的な権利をいい（種苗法20）、農林水産省の管掌する品種登録簿に登録することにより発生する（種苗法19①）。

(注) 育成者権の存続期間は、品種登録の日から25年（果樹等の永年性植物は30年）である（種苗法19②）。

（６）回路配置利用権

「回路配置利用権」とは、半導体集積回路における回路素子及びこれらを接続する導線の配置に関する独占的排他的な権利をいい、その回路配置を用いて半導体集積回路を製造する権利とその製造した半導体集積回路を譲渡し、貸し渡し、譲渡若しくは貸渡しのために展示し、又は輸入する権利とからなる（半導体集積回路配置法2、11）。回路配置利用権は、経済産業大臣の管掌する回路配置原簿に登録することにより発生する（半導体集積回路配置法10①）。

(注) 回路配置利用権の存続期間は、設定登録の日から10年である（半導体集積回路配置法10②）。

(7) 著作権

「著作権」とは、著作者がその著作物（思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。）についての複製権、上演権、演奏権、公衆送信権、口述権、展示権、上映権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権、翻案権及び第二次的著作物の利用に関する原著作者の権利を専有する独占的排他的な権利をいい（著作権法2、17①、21から28まで）、著作者の著作により当然に発生し、登録を要しない。著作権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限及び著作権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限は、文化庁長官が管掌する著作権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法77、78①）。

（注） 著作権は、著作者が著作物を創作した時に始まり、原則として著作者の死後（共同著作物にあっては、最終に死亡した著作者の死後。）50年を経過するまでの間、存続する（著作権法51）。

(8) 著作隣接権

「著作隣接権」とは、実演家（ミュージシャン）、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に与えられた著作権に準ずる権利をいい（著作権法89から100の5まで）、実演、発行、放送と同時に発生し、登録を要しない。実演家人格権以外の著作隣接権の移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）又は処分の制限及び著作隣接権を目的とする質権の設定、移転、変更若しくは消滅又は処分の制限は、原則として文化庁長官が管掌する著作隣接権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法104、77、78①、101の2）。

（注） 著作隣接権は、実演、放送及び有線放送についてはその行われた日の属する年の翌年から起算して50年、レコードについてはその発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年（その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年を経過する時までの間に発行されなかったときは、その音が最初に固定された日の属する年の翌年から起算して50年）を経過するまでの間、存続する（著作権法101）。

(9) 源泉権

「源泉権」（温泉所有権、温泉専用権、湯口権、温泉権又は鉱泉権ともいう。）とは、地中からゆう出する温泉を利用、管理、処分する権利で、源泉地所有権とは別個独立の権利として自由に処分できるものをいう。

源泉権者は、源泉権の効力として、温泉所在地及びその周辺土地のうち温泉の採取、利用、管理のために必要とする範囲において、その使用権限を有する。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

第三債務者等がない無体財産権の差押えは、差押調書（様式5号）を差押書（様式5号）と複写により作成し、滞納者に差押書を送達することによって行う（国税徴収法54、72②、基本通達72⑬⑭）。

(2) 登録の嘱託

次に掲げる財産を差し押えたときは、差押えの登録を次の関係機関に嘱託する（国税徴収法72③、基本通達72⑮）。

財産の種類	公示方法	関係法規	関係機関	登録簿
特許権	登録	特許法第98条	特許庁長官 (特許庁登録課)	特許原簿
実用新案権	同上	実用新案法 第26条	同上	実用新案原簿
意匠権	同上	意匠法第36条	同上	意匠原簿
商標権	同上	商標法第35条	同上	商標原簿
育成者権	同上	種苗法32条、 品種登録規則8条	農林水産省 (生産局)	品種登録簿
回路配置 利用権	同上	半導体集積回路 の回路配置に関 する法律21条、 28条	経済産業大臣 (財団法人ソフトウ ェア情報センター)	回路配置原簿
著作権	同上	著作権法第77条	文化庁長官 (文化庁著作権課)	著作権 登録原簿
著作隣接権	同上	著作権法第104条	同上	著作隣接権 登録原簿

(注) 「源泉権」については、その地方の慣行に従った公示法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札、その他の標識の掲示）を講ずるものとする。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押書が滞納者に送達された時又は差押えの登録がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる。

(2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、育成者権及び回路配置利用権への差押えの効力は差押えの登録がされた時に生ずる（国税徴収法72⑤、特許法98①-1、実用新案法26、意匠法36、商標法35、種苗法32①-1、半導体集積回路配置法21①-1、基本通達72⑰）。

(注) 滞納者に差押書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記がされた時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、滞納者に対する差押書の送達を要しないことを意味せず、差押書の送達が追ってされることを条件として発生する（基本通達72⑰）。

第9 第三債務者等がある無体財産権等の差押え

1 第三債務者等がある無体財産権等

第三債務者等がある無体財産権等とは、おおむね次の財産がこれに該当する（基本通達73①）。

(1) 合資会社及び合同会社の社員の持分

持分会社（会社法第575①）の社員の持分とは、社員がその資格において会社に対して有する権利義務の総体、すなわち、社員権をいう。

なお、持分会社の社員の持分は、原則として、他の社員の全員の承諾がなければ譲渡することができないが、業務を執行しない有限責任社員の持分については、業務を執行する社員全員の承諾があれば譲渡することができる（会社法第585条①、②）。

(2) 中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分

「中小企業等協同組合法、水産業協同組合法、農業協同組合法、森林組合法、農住組合法等による各種の組合等の組合員等の持分」とは、組合員等がその資格において組合等に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、組合員等の持分は、組合等の承諾がなければ譲渡することができず、また組合員等以外の者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小企業等協同組合法17、水産業協同組合法20、86①、92②、96②、100②、農業協同組合法14、森林組合法30、農住組合法17等）。

(3) 信用金庫の会員の持分

「信用金庫の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて信用金庫に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、会員の持分は、信用金庫の承諾がなければ、他の会員又は会員の資格を有する者にも譲渡することができない（信用金庫法15）。

(4) 中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分

「中小漁業融資保証法に基づく漁業信用基金協会の会員の持分」とは、会員がその地位に基づいて漁業信用基金協会に対して有する権利義務の総体をいう。

なお、会員の持分は、漁業信用基金協会の承認を得なければ譲渡することができず、会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない（中小漁業融資保証法12①、②）。

(5) 民法上の組合員の持分

「民法上の組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。

また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが（民法667）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。

なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利をも持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（民法676）、この持分を差し押えることはできない。

(6) 有限責任事業組合の組合員の持分

「有限責任事業組合の組合員の持分」とは、組合員として有する財産的地位をいう。

また、組合員の持分の譲渡については、他の組合員全員の同意が必要とされているが（有限責任事業組合契約に関する法律（以下「LLP法」という。）3）、契約によって特別の定めがされているときは、その定めに従う。

なお、組合員としての地位に基づいて組合財産を構成する個々の物又は権利について有する共有の権利を持分というが、この持分の処分は、組合及び組合と取引をした第三者に対抗できないから（LLP法56、民法676）、この持分を差し押えることはできない。

(7) 無尽講及びたのもし講の講員の持口

「無尽講及びたのもし講」は、慣習によって成立したものであるが、実質的には組合であるから、民法の組合に関する規定の適用があり、その講員（加入者）は、その拠出した金銭又は物の価額に応じて持口を有する。

また、講員の持口は、講規約に特約がないときは、他の講員全員の同意がなければ、譲渡することができない。

なお、講員の持口は、未給付口については積極財産であって差し押えることができるが、給付口については消極財産であって差押えの対象とならない。

(8) 営業無尽の加入者の権利

「営業無尽の加入者の権利」とは、加入者が無尽契約、物品無尽契約（無尽業法1）又は定期積金契約（銀行法2④）に基づき、無尽会社又は銀行に対して有する権利義務の総体（例えば、掛金払込義務、給付受領権利等）をいう。

また、加入者の権利の譲渡について会社の承認を要する旨の契約があるときは、会社の承認がなければ、権利を譲渡することができない。

なお、営業無尽の加入者の権利の給付口及び未給付口については⑦の無尽講と同様であるが、無尽講と異なり、加入者相互間には法律関係を生じない。

(9) 動産の共有持分

「動産の共有持分」とは、共有者がその動産に対して有する量的に制限された所有権をいい、特約がなければ各共有者の持分は相等しいものと推定される（民法250）。

なお、共有持分は、他の共有者の同意を得ないで、自由に譲渡することができる。

(10) 株式

「株式」とは、株式会社における出資者である社員（株主）の地位を細分化して均等な割合的地位の形式にしたものをいう。

また、株式については、譲渡し、又は質入れすることができる（会社法127、146①）が、株主名簿に記載又は記録しなければ、株式会社その他の第三者に対抗することができない（会社法130①、147①）。

なお、社債株式等振替法による振替の対象となっている株式の差押えにあたっては、振替社債等として差し押さえ、株券発行会社（会社法117⑥に規定する株券を発行する旨の定款の定めがある株式会社をいう。）の株式の差押えにあたっては、株式を差し押さえるのではなく、次に掲げるところによる。。

ア 株券を発行している場合

当該株券を有価証券として差し押える。

イ 株券が未発行の場合

その株式会社を第三債務者として株券交付請求権を差し押え、株券の交付を受けた上で、その株券を有価証券として差し押える。

(11) 賃借権

「賃借権」とは、当事者の一方（賃貸人）が他方（賃借人）に対してある物を使用及び収益させることを約し、賃借人がこれに対して賃料を支払うことを約する契約により、賃借人が取得する権利をいう（民法601）。

(12) 買戻権

「買戻権」とは、不動産の売主が売買契約と同時にした買戻しの特約（民法579）により買主が支払った代金及び契約の費用を償還して当初の売買を解除し、目的物を取り戻すことができる権利（所有権移転請求権としての財産権）をいう。

(13) 仮登記（保全仮登記を除く。）に係る権利

- (14) 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権

「特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権及び通常実施権、商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権」の共有持分の譲渡については、他の共有者の同意を必要とする（特許法73、77⑤、94⑥、33③、34の2⑧、34の3⑨、実用新案法18③、19③、意匠法27④、28③、商標法30④、31④、種苗法23、25⑤、29④、半導体集積回路配置法14、16⑤、17⑤）。

- (15) 著作物を利用する権利

「著作物を利用する権利」とは、著作権者の許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において、その許諾に係る著作物を利用することができる権利をいい、著作権者の承諾を得ない限り、譲渡することができない（著作権法63②、③）。

- (16) 出版権

「出版権」とは、設定行為の定めるところによって、頒布の目的をもって、著作物を原作のまま印刷その他の機械的又は化学的方法により文書又は図画として複製する独占的排他的な権利をいい（著作権法80①）、その設定、移転（相続その他の一般継承によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は複製権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限又は出版権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅（混同又は出版権若しくは担保する債権の消滅によるものを除く。）若しくは処分の制限は、文化庁長官が管掌する出版権登録原簿に登録しなければ、第三者に対抗することができない（著作権法88）。

なお、出版権は、著作者の承諾がなければ、譲渡することができない（著作権法87、基本通達73④⑦）。

- (17) 引湯権

「引湯権」とは、源泉権（基本通達72⑫）を有する者との契約に基づいて、継続的に一定量の温泉の給湯を受ける権利をいう（基本通達73④⑧）。

- (18) ゴルフ会員権（預託金会員制ゴルフ会員権をいう）

「ゴルフ会員権」とは、ゴルフ場を経営する株式会社等に対するゴルフ場及びその付属施設の優先的利用権、年会費納付等の義務、据置期間経過後退会時の預託金返還請求権の三つの権利義務から成る契約上の地位をいう（基本通達73④⑨）。

(19) 信託の受益権

「信託の受益権」とは、信託行為に基づいて受託者が受益者に対し負う債務であって信託財産に属する財産の引渡しその他の信託財産に係る給付をすべきものに係る債権及びこれを確保するために信託法の規定に基づいて受託者その他の者に対し一定の行為を求めることができる権利をいう（信託法2⑦、基本通達⑥-2）。

(20) 公有水面埋立権

「公有水面埋立権」とは、都道府県知事から免許を受けて公有水面（河、海、湖、沼その他の公共の用に供する水流又は水面で国の所有に属するものをいう。）の埋立てを行う権利をいい、埋立ての免許を受けた者は、都道府県知事の許可を受けなければ、埋立てを行う権利を譲渡することはできない（公有水面埋立法1①、16①、基本通達⑥-3）。

2 差押えの手続

(1) 差押調書の作成

第三債権者等がある無体財産権等の差押えは差押調書（様式7号）を差押通知書と複写により作成し、差押調書謄本（様式7号）を滞納者に交付する。

なお、差押通知書（様式7号）は、第三債務者等に送達することによって行う（国税徴収法73①、54、基本通達73⑤③⑤④）。

ア

(2) 差押通知書の送達先

種類	第三債務者等	備考
持分会社の社員の持分	その持分会社	
協同組合等の組合員の持分	その組合等	
信用金庫の会員の持分	その信用金庫	

種類	第三債務者等	備考
漁業信用基金協会の会員の持分	その漁業信用基金協会	
民法上の組合の組合員の持分	その組合	業務を執行する組合員があるときはその者、業務を執行する組合員の定めがないときは他の組合員全員
有限責任事業組合の組合員の持分	その組合	
無尽講又はたのもし講の講員の持口	その講の講元（講親）	
営業無尽の加入者の権利	その無尽会社又は銀行	
動産の共有持分	他の共有者	
株式	1. 振替株式の発行者 2. 滞納者が口座の開設を受けている振替機関（銀行・証券会社等）	差押通知書を振替株式の発行者及び振替機関の両方に配達証明等で送達する必要がある。また、差押調書の謄本を滞納者に送達する。
質借権	その貸主	
買戻権	その買戻し権のある財産の差押え時における所有者	
仮登記に係る権利	その仮登記時における登記義務者	
特許権、実用新案権、意匠権の専用実施権及び通常実施権並びに商標権の専用使用権及び通常使用権	その特許権者、実用新案権者、意匠権者又は商標権者	
商標権についての専用使用権及び通常利用権	その商標権者	

種類	第三債務者等	備考
育成者権又は回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権についての専用利用権又は通常利用権	育成者権者、回路配置利用権者又は専用利用権者	
特許を受ける権利についての仮専用実施権又は仮通常実施権	特許を受ける権利を有する者又は仮専用実施権者	
著作物を利用する権利又は出版権	その著作権者	
引湯権	その源泉権者	
ゴルフ会員権	そのゴルフ場を経営する株式会社等	
信託の受益権	その信託の受託者	
公有水面埋立権	都道府県知事	

(3) 登記等の嘱託

次に掲げる無体財産等を差し押えたときは、差し押えの登記等を関係機関に嘱託しなければならない（国税徴収法73③、基本通達73⑥）。

ア 賃借権

イ 登記した買戻権

ウ 仮登記に係る権利

エ 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権及び通常利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権及び仮通常実施権

オ 著作物を利用する権利

カ 出版権

キ 引湯権

(注) 1 賃借権、買戻権又は仮登記に係る権利の差押えの登記は、付記登記により行う（不動産登記規則3-4）。

2 引湯権については、その地方の慣行に従った公示方法（例えば、温泉組合等に対する登録の依頼、立札、その他の標識の表示）を講ずる。

3 特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権並びに商標権についての専用使用権及び通常使用権、出版権については次に掲げる関係機関に登録する。

財産の種類	公示方法	関係機関	登録簿	関係法規
特許権についての専用実施権及び通常実施権	登録	特許庁長官 (特許庁出願支援課)	特許原簿	特許法第98条、 第99条
実用新案権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	実用新案原簿	実用新案法第18条、第19条
意匠権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	意匠原簿	意匠法第27条、 第28条
商標権についての専用実施権及び通常実施権	同上	同上	商標原簿	商標法第30条、 第31条
出版権	同上	文化庁長官 (文化庁著作権課)	出版権登録原簿	著作権法第88条

(4) 証書の取上げ

第三債務者等がある無体財産権等の差押えのため、必要があるときはその無体財産権等に関する証書を取り上げることができる（国税徴収法73⑤、65、基本通達65③～⑤）。

証書の取上げは、徴収職員が占有して行うものとし、取り上げた取上調書（様式21号）を作成し、滞納者又は証書を占有する第三者にその謄本を交付する。な

お、証書を第三者が占有しているときは、第4節第2、3、(5) (P4-78) に準じて処理する。

(注) 1 証書の取上げに際して差押調書又は搜索調書を作成するときは、その余白に証書の名称、数量、その他その証書を特定できる事項を付記することによって、取上調書の作成に代えることができる（国税徴収令28②）。

2 取り上げた証書は、取上債権証書等受払整理簿（様式23号）に所要事項を記入し保管する。

3 差押えの効力

(1) 効力の発生

差押えの効力は、差押通知書が第三債務者等に送達された時又は差押えの登記（登録）がされた時のいずれか早い時に効力が生ずる（国税徴収法73②③、72④、基本通達73⑦）。

(注) 第三債務者等に差押通知書を送達してから登記した場合、その間に登記名義を移転された場合に第三者に対抗することができないため、差押登記を先に行う必要がある。

登記は第三者対抗要件に過ぎないが、登記に差押えの効力がないとするのは適当でないから、差押登記が差押通知書の送達前にされた場合には、例外的に、その登記された時に差押えの効力が生ずることとしている。この場合においても、第三債務者等に対する差押通知書の送達を要しないことを意味せず、差押通知書の送達が追ってされることを条件として発生する（基本通達73⑦）。

(2) 専用実施権、専用使用権等

特許権、実用新案権及び意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権及び回路配置利用権についての専用利用権並びに特許を受ける権利についての仮専用実施権については、差押えの登録がされたときに第三者対抗要件としての差押えの効力が生ずる（国税徴収法73④、72⑤、特許法98①、34の4①、実用新案法18③、意匠法27④、商標法30④、種苗法32①、半導体集積回路配置法21①、基本通達73⑦）。

(注) 差押え後において、滞納者及び差押えの通知を受けた第三者は差押権者である国に対して、不利益を及ぼす処分をすることはできないが、不動産を差し押えた場合と同様に通常の利用管理をすることはできる。

第5節 差押換え

第1 一般の差押換え

差押換えとは、第三者の権利（差押え前に取得したものに限る。）の目的となっている財産を差し押えた場合において、一定の要件を満たすときに、その第三者からの請求により保険料等の全額を徴収できる財産を差し押え、かつ、その第三者の権利の目的となっている財産の差押えを解除することをいう。

滞納者の財産を差し押えた場合、その財産が第三者の権利の目的となっていたときは、その第三者は一定の条件により差押え及び換価申立てを請求することができる（国税徴収法50、基本通達50①）。

1 差押換え

（1）請求ができる者

差押換えの請求ができる者は、差押え財産の上に、質権、抵当権、先取特権（国税徴収法第19条第1項各号（不動産保存の先取特権等）又は第20号第1項各号（不動産賃貸の先取特権等）に規定する先取特権に限る）、留置権、賃借権、使用貸借権、地上権、永小作権、地役権、租鉱権、入漁権、買戻権、出版権、特許権についての専用実施権、実用新案権についての専用実施権、意匠権についての専用実施権、商標権についての専用使用権、育成者権についての専用利用権、回路配置利用権についての専用利用権等、権利を有する者である（基本通達49③）。

（2）請求の要件

差押換えの請求は、滞納者が差押え財産のほかに、次の要件を備える財産を有している場合に認められる（国税徴収法50①、基本通達50①）。

ア 滞納者が他に換価の容易な財産で、請求者以外の第三者の権利（差押換えの請求以後に生じたものを含む）の目的となっていないものを有していること。

イ その財産により滞納者の保険料等の全額を徴収することができること。

（注） 換価の容易な財産とは、評価が容易であり、かつ、滞納処分との関係において、市場性のある財産をいうが、その財産は換価をするために直ちに差し押えることができるものに限られる。

なお、債権については、確実に取り立てることができるものと認められるものは、換価の容易な財産に含まれる（基本通達50⑤）。

(3) 請求の期限

差押換えの請求期限は、差し押えた財産の公売公告の日（随意契約による売却をする場合は、その売却決定の時、また、その財産が金銭による取立ての方法により換価するものである場合には、その取立てが終わる時）までとする（基本通達50⑨）。

(4) 請求の手続

請求の手続は、差押換請求書（様式24号）を提出させて行う（国税徴収令19①）。

(5) 請求に対する処理

差押換請求書の提出があったときは、請求の適否について、調査した後、次の処理をする。

ア 請求を相当と認めた場合

差押換えの請求を相当と認めた場合は、差押えを請求する財産を差し押えた後、請求者の権利の対象となっている差押財産の差押えを解除する。

（注） 請求を相当と認めた場合とは、次に掲げるときである（基本通達50⑩）。

- 1 保険料等について他に差し押えた財産がある場合において、その財産と請求者が差し押えるべきことを請求した財産により保険料等の全額を徴収することができると認められるとき。
- 2 差押換えの請求に係る差押えのほか、交付要求をしている場合において、その交付要求に基づく配当が比較的近い時期において確実に得られ、保険料等の全額を徴収することができると認められるとき。
- 3 徴収職員において、新たに換価が容易であり、かつ、第三者の権利の目的となっていないもので、保険料等の全額を徴収することができる財産を発見したとき。
- 4 請求者が2人以上いる場合において、各請求者が差し押えるべきことを請求した財産を合計することにより、保険料等の全額を徴収することができると認められるとき。

イ 請求を相当と認めない場合

差押換えの請求を相当と認めない場合は、直ちに差押換拒否通知書（様式25号）により請求した者に通知する。

2 換価の申立て

(1) 申立ての要件及び内容

差押換拒否通知書により、差押換えの請求を認めない旨の通知を受けた第三者は、その認定に不服があるときは、差し押えることを請求した財産を差し押え、かつ、換価すべきことを申し立てることができる。

この換価の申立ては、差し押えることを請求した財産が「換価が著しく困難でないこと」又「申立者以外の第三者の権利の目的となっていないこと」の要件を備える場合に認められる（国税徴収法50③）。

(注) 国税徴収法第50条第3項の「換価の著しく困難なもの」とは、その評価、換価手続、買受人への権利移転手続等が通常の換価の場合に比べて社会通念上著しく困難である財産をいい、換価をするための前提としての差押えが著しく困難なものも含まれる（基本通達50⑬）。

(2) 申立ての期限

換価の申立ては差押換拒否通知書を受け取った日から起算して7日を経過した日までである（国税徴収法50③）。

(注) その通知を受けた日から起算して7日を経過した日が日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、その他一般の休日又は国税通則施行令で定める日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなされる（国税通則法10②）。

(3) 申立ての手続

申立ての手続は、換価申立書（様式26号）を提出させて行う（国税徴収法施行令19②参照）。

(4) 申立てに対する処理

換価申立書の提出があり、申立てを相当と認めた場合は、差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、これを換価し、申立てを相当と認めない場合はその旨を申立てをした者に通知する。

(注) 1 現に差押え中の財産の換価は、差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、これを換価した後でなければすることができない（国税徴収法50③）。

差し押えるべきことを請求した財産の差押えは、納付の猶予等、新たに滞納処分ができない場合であってもできるが、国税徴収法第90条等換価について制限がある場合は換価できない（国税徴収法50④、基本通達50⑱、89⑥）。換価の申立てがあつた日から2ヶ月以内に換価に付さないときは、差押えを解除しなければならない（国税徴収法50④）。

- 2 差押換えの請求に基づく差押えのため一時的に超過差押えとなっても、国税徴収法第48条第1項（超過差押えの禁止）の規定に反するものではない（基本通達50⑮）。

第2 相続人が行う差押換えの請求

被相続人の保険料等について、相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は他に換価が容易な相続財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、その財産より保険料等の全額を徴収することができることを要件として、差押換えを請求することができる。

請求期限、請求手続等の処理はそれぞれ前記第1、2の(2)、(3)及び(4)による（国税徴収法51①②、国税徴収法施行令20）。

第6節 差押えの解除及び取消し

第1 差押解除の意義

差押えの解除とは、差し押えた物件に対する徴収機関と滞納者又は第三者等の関係を差押え以前の状態に復帰させることをいい、差押えによる処分禁止の効力を将来に向って失わせるものである。

1 差押解除の要件

差押えの解除は法律の規定により、一定の要件に該当し、当然解除しなければならない場合（絶対解除）と徴収職員の裁量により解除できる場合（裁量解除）とがある。

(1) 差押えを解除しなければならない場合（絶対解除）

次に掲げる場合は、差押えを解除しなければならない。

ア 差押えに係る保険料等及び滞納処分費の全額が納付されたとき（国税徴収法79①、基本通達79①）。

イ 差押えに係る保険料等の全額につき徴収決定済額の取消しがあったとき（国税徴収法79①、基本通達79③）。

ウ 差し押えた金額又は交付要求により交付を受けた金銭を差押えに係る保険料の全額に充てたとき（国税徴収法79①、基本通達79②）。

エ 国税徴収法第129条第1項（配当の原則）の規定により、差押えに係る保険料等に配当された金額をその保険料に全額充てたとき（国税徴収法79①、基本通達79④）。

オ 差押え当時においては、差押えに係る保険料等に充当できる見込みがあったものが、その後における差押え財産の値下り、差押え当時予期しない国税、地方税、その他差押えに係る保険料等に優先する公課、その他の債権の交付要求等によって保険料等に充当できる見込みがなくなったとき（国税徴収法79①）。

カ 差押財産の金銭的価値が全く失われたとき（基本通達79⑥）。

キ 質権等先取特権のある第三者又は相続人からの差押換えの請求を相当と認めたとき（国税徴収法50②、51③）。

ク キの差押換えを相当と認めない場合において、第三者等から換価の申立てがあつたにもかかわらず、換価の申立てがあつた日から2ヶ月以内に差し押えるべきことを請求した財産を差し押え、換価に付さないとき（国税徴収法50④）。

ケ 国税徴収法第153条第1項各号の要件により滞納処分の執行を停止したとき（国税徴収法153③）。

コ 保全差押えを受けた者が、保全差押金額に相当する担保を提供して、保全差押えの解除を請求したとき及び保全差押金額の通知をした日から6月を経過した日までに、保全差押えに係る保険料等の納付すべき額が確定しないとき（国税徴収法159⑤）。

サ 保険料等に関する処分に対して審査請求がされた場合において、審査請求人が担保を提供した上で差押えの解除を求めたときに、厚生労働大臣がこれを相当と認め、差押えの解除を求めたとき（国税通則法105⑥）。

（2）差押えを解除することができる場合（裁量解除）

次に掲げる場合は、差押え財産の全部又は一部について、差押えを解除することができる。

ア 超過差押えの状態が生じたとき

なお、この場合、差押えを解除する財産はその超過する価額に相当する財産に限る（国税徴収法79②、基本通達79⑦⑧）。

（注）1 超過差押えの状態が生じたときは次のような場合である。

- （1） 差押えに係る保険料等の一部に納付があつたこと。
- （2） 差押えに係る保険料等の一部に徴収決定済額の取消しがあつたこと。
- （3） 差押え財産に値上がりがあつたこと。
- （4） 差押え財産の改良により価額が増加したこと。
- （5） 差押えに係る保険料等に優先する債権の弁済、免除又は放棄等があつたこと。

2 差押え財産が不可分である場合は、差押え解除はしない。取立てが特に確実であると認められる債権以外の債権については、債権額の全額が履行されるかどうか判明しないから、差押え解除はしない。

イ 滞納者から他に差押えが可能で、換価に適した財産の提供があり、現に差押え中の財産について差押え解除の申出があった場合で、その提供された財産を差し押えたとき（国税徴収法79②）。

ウ 差押え財産が金銭的価値を失うに至ったとき。

エ 差押財産が債権である場合は、第三債務者の弁済の資力がなく、取立不能と認められるとき（基本通達67⑩）。

（注） 取立不能の判定は、原則として強制執行等の強制的な取立手続をした後において行う。

また、第三債務者の資力、その他の状況によりその債権が取立不能と認められたときは、強制的な取立手続をすることなく、取立不能と判定してもよい。

オ 差押え財産が盗難、消失、消費等によって滅失したとき、この場合は、原則としてその事実の生じた時にさかのぼって、差押えを解除する。

なお、その事実を知った日がその事実の生じた時より相当日時を経過している場合は、その事実を知った日に差押えを解除して差し支えない。

カ 換価の猶予をする場合において、差押えにより滞納者の事業の継続又は維持を困難にするおそれがあると認められるとき（国税徴収法151②）。

キ 納付の猶予をした場合、その猶予を受けた者から差押えの解除の申請があり、これを適当と認めるとき（国税通則法48②）。

（注） 適当と認めるときは、次に掲げる場合をいう。

- 1 担保の価格と差押財産の処分予定価格が未納の猶予に係る保険料等を超過することとなった場合。
- 2 差押えを継続することにより、事業の継続又は生活の維持に支障がある場合。
- 3 他に適当な担保の提供があった場合。

ク 保全差押えを受けた者について、その資力その他の事情の変化により、その差押えの必要がなくなつたと認めたとき（国税徴収法151②）。

ケ 保険料等に関する処分に対して審査請求がされた場合において、審査請求人が担保を提供した上で差押えの解除を求めたときに、労働局労働保険特別

会計歳入徴収官がこれを相当と認め、差押えの解除を求めたとき（国税通則法105⑥）。

2 差押解除の手續

(1) 差押解除の通知

差押えの解除は、その旨を滞納者に通知することによって行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押えの解除はその旨を第三債務者等に通知することによって行う（国税徴収法80①）。

ア 滞納者に対する通知

滞納者に対する差押え解除の通知は、差押解除通知書（様式27号）により行う。

また、債権又は第三債務者等がある無体財産権等の差押えを解除した場合は、滞納者に対して、差押解除通知書（様式27号）により通知する。

ただし、電話加入権の差押えを解除した場合は、差押解除通知書（様式28号）により通知する。

イ 第三債務者に対する通知

第三債務者に対する差押え解除通知は、差押解除通知書（様式27号）により行う。

なお、第三債務者等が日本電信電話株式会社である場合は、差押解除通知書（様式28号）により通知する。

ウ 交付要求をしている者に対する通知

差押を解除した場合において、交付要求をしている者があるときは、差押解除通知書（様式27号）により通知する（国税徴収法81）。

エ 質権者等利害関係人に対する通知

差押えを解除した場合において、解除した財産上に次に掲げる利害関係を有する者があるときは、そのうち知れている者に対して差押解除通知書（様式27号）により通知する（基本通達81①、国税徴収法55参照）。

(ア) 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の権利を有する者

(イ) 仮登記の権利者

(ウ) 仮差押え又は仮処分をした執行裁判所、執行官又は強制管理人

オ 保険者に対する通知

差押えを解除した場合、解除した財産が損害保険に付され、又は火災共済協同組合の火災共済等の目的となっているときは、保険者に対して差押解除通知書（様式27号）により通知する。

（２）差押解除後の処理

ア 差押封印用紙、公示書等の除去

差押えを解除した場合、差押封印用紙、公示書、その他差押えを明白にするために用いた物があるときは、除去しなければならない。なお、差押封印用紙、公示書等の除去は、滞納者又はその財産を占有する第三者に行わせることができる（国税徴収法80②）。

この場合は、差押解除通知書に差押封印用紙、公示書等の除去を依頼する旨を記入して行う。

イ 差押物件の引渡し

直接占有している財産（動産、有価証券、自動車、建設機械、債権証券等で引き上げ又は取り上げているもの）があるときは、滞納者に引き渡し、受領証を徴すること。

差押当時に滞納者以外の第三者が動産又は有価証券を占有していた場合には、その第三者から滞納者に引渡しをすべき旨の申出がされない限り、解除時にその第三者がその財産を占有することができる権原を有しているかどうかを問わず、第三者に引渡しをしなければならず、また、その第三者に引き渡せば免責される（国税徴収法80④、基本通達80⑥）。

なお、差押え物件を引き渡したときは、取上債権証券等受払整理簿にその旨を記入する。

ウ 有価証券の払渡

（ア）日本銀行に寄託している場合

差し押えた有価証券を日本銀行に寄託している場合は、滞納者等から政府保管有価証券払渡請求書（政府保管有価証券取扱規定第5号様式）を提出させ、寄託をした際に日本銀行から交付を受けた政府保管有価証券受託証書を差押え解除によって払渡しを要する旨を記入し、滞納者等に交付し、日本銀行から払渡しを受けさせる。

なお、差押えの一部を解除するときは、政府保管有価証券受託証書に一部払渡しをする旨を記入して、これを日本銀行に送付し、滞納者等には政府保管有価証券一部払渡請求書（政府保管有価証券取扱規定第6号様式）を交付する。

（イ）労働局で保管している場合

差し押えた有価証券を労働局で保管している場合は、滞納者等から政府保管有価証券払渡請求書を提出させて払い渡す。

(3) 引渡し場所

動産又は有価証券の引渡し場所は、差押えの解除、徴収決定済額の取消し、差押え処分の無効、差押処分の取消し等国の責に帰すべき理由により行われた場合は、差押えのときに存在した場所であり、それ以外の理由により行われた場合は、差押えを解除したときに存在する場所である（国税徴収法80④）。

(注) 差押解除をした財産を差し押えたときに存在した場所において、引き渡すために要した費用は滞納処分費として徴収できない。

(4) 差押え登記の抹消の嘱託

不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械等、差押え登記等をした財産の差押えを解除したときは、差押登記抹消登記嘱託書（様式29号）に登記原因を証する書面として差押解除通知書の謄本を添付して関係機関に嘱託する（国税徴収法80③）。

(注) 1 関係機関とは差押えの登記を嘱託した機関である。

2 差し押えた財産が滅失等のため差押えを解除した場合は、差押の抹消登記の嘱託を要しない。

(5) 財産別差押解除の手續表

差押解除 手續等 財産の種類	差押え解 除の通知	登録等の抹消	差押え解除 後の措置等	質権者等利害 関係人への解 除の通知書等
動産・ 有価証券	滞納者へ通知		1. 物件の引渡し 2. 封印、公示書等 の除去	いずれの財産でも 必要 1. 質権者、 抵当権者、 先取権者、 留置権者、 賃借権者等 仮登記権利者 仮差押え、 仮処分の執行裁 判所等 に通知 2. 交付要求をして いる者に通知 3. 損害保険の保険 者等に通知
債権	1. 第三債務者へ 通知 2. 滞納者へ通知	差押えの登録を したものについ ては、その抹消 の嘱託	債権証書等の引 渡し	
不動産	滞納者へ通知	登録等の抹消の 嘱託		
船舶・航空機	滞納者へ通知	登録等の抹消の 嘱託		
自動車・ 建設機械・ 小型船舶	滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の嘱託	1. 物件の引渡し 2. 封印、公示書等 の除去	
第三債務者等 がない財産	滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の嘱託		
第三債務者等 がある財産	1. 第三債務者へ 通知 2. 滞納者へ通知	差押えの登記等 をしたものにつ いては、その抹 消の嘱託	債権証書等の引渡 し	

第2 参加差押えを受けている場合の差押解除

参加差押えを受けている場合の差押えの解除にあたっては、差押解除通知書に通常の記載事項を記載するほか、その「備考」欄に次の事項を記載して参加差押えをしている行政機関等、滞納者、権利者等、使用又は収益をしている者及び国税徴収法第129号第1項第4号に掲げる債権を有する者に送付する（国税徴収法施行令39③、基本通達87⑨）。

- 1 参加差押えをしている行政機関等のうち、差押えの効力を生ずる参加差押えをしている行政機関等の名称及びその行政機関等のした参加差押えの年月日。
- 2 差押えの効力を生ずる参加差押えをした行政機関等に引渡しをした財産の名称、数量、性質及び引渡しをした年月日。

第3 差押えの取消し

1 差押えの取消しをする場合

差押えの取消しは、差押え処分に係る不服申立てについての決定又は訴訟の判決等によって、差押え処分の全部又は一部が取り消されたとき及び差押え処分が違法であることが明らかになったときに行う。

2 差押取消の手續

差押えの取消手續は、差押え解除の場合に準じて行う。

(注) 取消しの通知は、差押解除通知書を修正して使用する。

3 差押取消の効果

差押えの取消しは、差押えの解除と異なり、差押えの時に遡って差押えの効力を失う。

(注) 差押えが取り消されると、例えば、取消しのときまでに収取した果実又は第三債務者から給付を受けた財産等は滞納者に返還しなければならない。

第5章 交付要求及び参加差押え

第1節 交付要求

第1 交付要求の意義

交付要求とは、滞納者について、すでに滞納処分、強制執行等の強制換価手続が開始されている場合に、同一財産について、重複して差押えを行うことは、執行経済等からみて適当でないことから、先行の執行機関に執行を任せて、徴収職員等が自ら差押えを行うことなく、これらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めることをいう（国税徴収法 82）。

第2 交付要求をする場合

1 交付要求の要件

交付要求をすることができるのは、納付義務者（第二次納付義務者及び保証人を含む）が納付すべき保険料等をその期限までに納付しない場合、その納付義務者の財産について強制換価手続が行われたとき（他の債権者からの差押通知書が交付又は送達されたときや、破産管財人（通常は裁判所から破産手続開始決定時に選任された弁護士）又は破産裁判所から破産手続開始の通知を受けたとき）で、次に掲げるときはその執行機関（破産手続開始の決定があった場合は、破産管財人又は破産裁判所）に対して交付要求を行う（国税徴収法 82、基本通達 82①）。

（1）執行機関が行政機関等以外である場合

ア 執行機関等が、滞納者の財産について強制換価手続を行っているとき。

イ 差押え又は参加差押えをしている場合において、その後の強制執行等による差押えがあり、執行裁判所（執行官）より強制執行続行の決定があったとき。

（注）1 「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えをするときは、滞納処分により差押えをするとともに執行裁判官（執行官）に交付要求する。

2 「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律」の規定により、二重差押えがあるときは執行裁判所（執行官）に対し差押え及

び交付要求をするとともに、行政機関等に対し参加差押えをする。

(2) 執行機関が行政機関等である場合

行政機関等が滞納者の財産について強制換価手続を行っているときで、その財産が動産、有価証券、不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械、小型船舶及び電話加入権以外の財産であるとき。

(3) 保険料等が差押えのできる要件を欠く場合

ア 徴収法第 27 条による督促がなされていないとき、若しくは督促状の指定期限が到来していないとき。国税徴収法第 32 条第 2 項による納付催告がなされないとき、若しくは納付催告の指定期限を経過していないとき。

イ 国税通則法第 46 条の規定により、納付を猶予した期間内であるとき。

ウ 国税徴収法第 151 条の規定により換価を猶予し、差押えをしないこととしたとき。

エ 国税徴収法第 153 条の規定により、滞納処分の執行を停止した場合であるとき。

オ 国税徴収法第 138 条の規定による滞納処分費の納入の告知がされていないとき。

(注) 交付要求は、徴収職員が自ら差押えを行うことなくこれらの執行手続に参加して保険料等の交付を求めて満足を図るものであるから、保険料等を滞納していれば督促状を発付していなくても、交付要求することができる（基本通達 82①）。

(4) 所有権の移転があった場合

強制換価手続が開始された財産について、所有権が滞納者以外の者に移転したとき。

滞納者の財産について差押えをした後、滞納者が死亡したときは、その差押えを受けた財産を相続した相続人の固有の滞納保険料等について、交付要求をすることができる（基本通達 82①）。

(注) 財産を譲り受けた者の保険料等により交付要求をすることはできない。

(5) 財産の引受けが困難な場合

強制換価手続の対象となっている財産が、山間へき地や遠隔にある動産等であ

るため、財産の引受けが著しく困難であると認められるとき。

(6) 参加差押えをする実益がない場合

強制換価手続をした執行機関において、その対象となっている財産の換価が確実であると認められる場合、その他参加差押えをする実益がないと認められるとき。

2 交付要求の制限

交付要求をするときに、滞納者が他の換価の容易な財産で第三者の権利の目的となっていないものを有しており、かつ、その財産によって保険料等の全額を徴収できると認められるときは、交付要求をしないこととする（国税徴収法 83）。

なお交付要求をした後、財産を有することが判明したときは、その財産を差し押え、交付要求を解除する。

3 交付要求ができる期間の終期

交付要求はそれぞれに次に掲げる時期までに行う（基本通達 82②）。

(1) 売却決定の日の前日

滞納処分の場合は、売却決定の日の前日（換価に付すべき財産が金銭による取立ての方法により換価するものであるときは、その取立てのとき、国税徴収法 130①）。

(2) 執行裁判所の定める配当要求の終期

不動産（民事執行法第 43 条第 1 項に規定する不動産をいう）に対する強制執行又は不動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、執行裁判所の定める配当要求の終期（配当要求の終期が延期された場合等は、延期等後の配当要求の終期）（民事執行法 49①②③、87①、188）。

(3) 執行裁判所が定める期間の終期

不動産に対する強制管理及び担保不動産収益執行の場合は、執行裁判所が定める期間の終期（民事執行法 107①④）

(4) 船舶、航空機、自動車等に対する強制執行時

船舶（民事執行法第 112 条に規定する船舶をいう）、航空機又は自動車、建設機械若しくは小型船舶に対する強制執行又はこれらの財産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は (2) に準ずるとき（民事執行法 121、189、民事執行規則 84、97、98、98 の 2、174～177 の 2）

(5) 動産執行の開始時

動産（民事執行法第122条第1項（動産執行の開始）に規定する動産をいう）に対する強制執行又は動産を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、次に掲げるとき。

ア 売得金については、執行官がその交付を受けるとき又は保全法第49条第3項の規定により供託された売得金については、動産に対する強制執行又は担保権の実行として競売が続行されることとなったとき。

イ 手形等の支払金については、執行官がその支払を受けるとき。

(6) 第三債務者への供託時

金銭の支払又は動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券を発行されている債権を除く）に対する強制執行の場合は次に掲げるとき。ただし、金銭の支払いを目的とする債権につき管理命令が発せられている場合は、上記（3）に準ずる。

ア 第三債権者が民事執行法第156条第1項又は第2項（第三債権者の供託）の規定により供託をしたとき。

イ 取立て訴訟の訴状が第三債務者に送達されたとき。

ウ 売却命令により執行官が売得金の交付を受けたとき。

エ 動産引渡請求権の差押えの場合は、執行官がその動産の引渡しを受けたとき。

(7) その他の財産権に対する強制執行時

上記（2）から（6）までに掲げる財産権以外の財産権に対する強制執行又はこれらの財産権を目的とする担保権の実行としての競売の場合は、特別の定めがあるもののほか（6）に準ずる（民事執行法167①、193②）。

(8) 企業担保権の実行手続開始時

企業担保権の実行手続が開始された場合で、①一括競売により換価をするときは、競落期日の終了時、②任意売却により換価するときは裁判所が定めて公告した日（企業担保法51②）。

(9) 破産手続開始の決定時

破産手続開始の決定があつた場合における交付要求は、次に定めるところによる（基本通達82③）。

ア 財団債権

財団債権に該当する保険料等については、速やかに、破産管財人に対して交付要求を行う（破産規則 50①）。

（注） 次に掲げる配当において、それぞれに掲げる時まで破産管財人に交付要求していない場合は、弁済を受けることができないことに留意する。

1 中間配当

破産管財人が配当率の通知を発した時（破産法 203、209③、211）

2 最後配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 201⑦、203）

3 簡易配当

配当表に対する異議申立期間が経過した時（破産法 198①、200①、203、204④、205）

4 同意配当

裁判所書記官による同意配当の許可があった時（破産法 203、208①③）

5 追加配当

破産管財人が配当額の通知を発した時（破産法 203、215②⑤）

イ 破産債権

破産債権に該当する保険料等については、遅滞なく、破産裁判所に対して交付要求を行わなければならない（破産法 114）。

4 交付要求を行う場合の調査

（1）調査事項

交付要求をしようとするときは、次の事項について調査する。

ア 強制換価手続が開始されている滞納者の当該執行の目的となったすべての財産の名称、数量、性質、所在及びその事件の表示。

イ 強制換価手続に係る調書が二以上作成されている場合は、調書ごとの財産の区別。

ウ 強制換価手続に係る債権の現在金額及び換価の時期。

エ 国税徴収法第 55 条に掲げる権利者（以下、「質権者等」という。）の有無及び当該質権者等がある場合は、その権利の内容、質権者等の住所及び氏名。